

各業界団体の皆様

「パートナーシップ構築宣言」へのご協力をお願い

令和2年6月
内閣府・中小企業庁

平素より、政府の経済政策・中小企業政策にご協力頂き、ありがとうございます。

中小企業庁では、大企業と中小企業との共存共栄を図るため、「価値創造企業に関する賢人会議」（座長：三村日本商工会議所会頭）を設置し、本年2月に「中間報告」をとりまとめました。「中間報告」では、個社による「自主行動宣言」による取組の見える化や、下請中小企業振興法の「振興基準」による指導・助言の徹底などの方向性を示したところです。

また、先般閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、新型コロナウイルス感染症の影響等により、中小企業・小規模事業者に経営環境悪化のしわ寄せが及ばないように、取引適正化等を促進する体制の整備を進めることとしています。

これらを受け、本年5月に、経団連会長、日商会頭、連合会長及び関係大臣（内閣府特命担当大臣（経済財政担当）、経済産業大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）をメンバーとする「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」を立ち上げました。

本会議では、

- ①新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえて、中小企業・小規模事業者への「取引条件のしわ寄せ」を防止するとともに、引き続き下請取引の適正化を進める
- ②サプライチェーン全体での付加価値向上の取組や、規模・系列等を越えたオープンイノベーションなどの新たな連携を促進する

ことについて議論を行いました。その上で、各企業が上記①②に取り組むことを自主的に宣言する「パートナーシップ構築宣言」の枠組みと、宣言状況を一覧できる仕組みを導入することで、取組の実効性を高めていくことを確認しました。

※各社は、作成した宣言を（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトにWEB上で提出（サイトは6月10日に開設）していただき、同サイト上に掲載する予定です。

本年度下期の取引条件が固まる8月に向け、多くの企業が「パートナーシップ構築宣言」を公表して頂けるよう、各業界の皆様のお力を借り、取組を広げたいと考えております。是非とも、会員企業への周知・広報をお願い申し上げます。

なお、「宣言」についての説明会をご希望の場合は、下記までご連絡をお願いいたします。

（同封資料）

- 「パートナーシップ構築宣言」ひな形
- 「パートナーシップ構築宣言」公表要領
- 「パートナーシップ構築宣言」記載要領、「宣言」記載例
- 「パートナーシップ構築宣言」チラシ
- 「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」事務局資料

<ご質問・説明会等のお問い合わせ先>

biz-partnership@meti.go.jp

<担当>

中小企業庁事業環境部企画課
担当：和久津、海野、北川
電話：03-3501-1765

内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付参事官（産業雇用担当）付
担当：大西、務川、川畑
電話：03-6257-1540